

級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）

1 行政職給料表

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	769	51.8%
係長級	407	27.4%
課長補佐級	180	12.1%
課長級	73	4.9%
次長級	34	2.3%
部長級	22	1.5%
合計	1,485	100.0%

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

(2) 級ごとの職員数及び職の内訳

級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	定型的な業務を行う職務	184	12.4%	主事	137
				技師	19
				薬剤師	1
				獣医師	1
				栄養士	5
				保健師	7
				社会福祉主事	13
				書記	1
計	184				
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	246	16.6%	主事	195
				技師	23
				薬剤師	1
				栄養士	2
				保健師	9
				社会福祉主事	15
				書記	1
				計	246
3 級	係長又は主任の職務	388	26.1%	主査	49
				主任	321
				副主任保育士	7
				社会福祉主事	7
				技術管理者	2
				司書	2
				計	388
				4 級	高度の知識又は経験に基づき特に困難な業務を分掌する係長の職務
主査	254				
主任保育士	11				
指導主事	7				
障害児教育相談専門員	2				
計	358				
5 級	課長補佐の職務	180	12.1%	課長補佐	71
				副主幹	81
				室長	3
				支所長(総合支所長を除く)	4
				副所長	1
				所長補佐	3
				リサイクルセンター所長	1
				保育園長	8
				主任指導主事	1
				館長補佐	5
				事務長補佐	1
				事務局長補佐	1
				計	180

6 級	課長の職務	73	4.9%	課長	49
				保健師長	1
				東京事務所長	1
				クリーンセンター所長	1
				主幹	16
				館長	3
				少年自然の家所長	1
				事務長	1
				計	73
7 級	次長の職務	34	2.3%	次長	15
				総合支所長	1
				副監	1
				参事	15
				教育次長	1
				農業委員会事務局長	1
				計	34
8 級	1 部長の職務 2 会計管理者の職務	22	1.5%	部長	11
				会計管理者	1
				公室長	1
				玉山総合事務所長	1
				市場長	1
				監	4
				議会事務局長	1
				教育部長	1
				監査委員事務局長	1
				計	22
	合計	1,485	100.0%	合計	1,485

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

2 医療職給料表(1)

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
部長級	1	100.0%
合計	1	100.0%

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

(2) 級ごとの職員数及び職の内訳

級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	医療業務を行う職務	0	0.0%		計 0
2 級	相当高度の知識経験に基づき 困難な医療業務を行う職務	0	0.0%		計 0
3 級	高度の知識経験に基づき困難 な医療業務を行う職務	0	0.0%		計 0
4 級	1 保健所長の職務 2 極めて高度の知識経験に 基づき困難な医療業務を行う 職務	1	100.0%	保健所長	1
					計 1
	合計	1	100.0%		合計 1

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

3 医療職給料表 (2)

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
主事級	5	100.0%
係長級	0	0.0%
合計	5	100.0%

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

(2) 級ごとの職員数及び職の内訳

級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	准看護師の職務	0	0.0%		
				計	0
2 級	1 看護師の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う准看護師の職務	0	0.0%		
				計	0
3 級	1 主任看護師の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う看護師の職務	4	80.0%	看護師	4
				計	4
4 級	1 主査の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う主任看護師の職務	1	20.0%	主任看護師	1
				計	1
5 級	1 副主幹の職務 2 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う主査の職務	0	0.0%		
				計	0
6 級	主幹の職務	0	0.0%		
				計	0
	合計	5	100.0%	合計	5

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年 岩手県条例第48号） 教育職（一）給料表適用職

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
講師級	7	11.1%
教諭級	53	84.1%
指導教諭級	0	0.0%
副校長級	2	3.2%
校長級	1	1.6%
合計	63	100.0%

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

(2) 級ごとの職員数及び職の内訳

級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 講師，助教諭，養護助教諭，実習教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の寄宿舎指導員の職務	7	11.1%	講師	6
				実習教諭	1
				計	7
2級	1 教諭，養護教諭又は高度の知識経験を必要とする実習教諭の職務 2 特別支援学校の栄養教諭又は高度の知識経験を必要とする寄宿舎指導員の職務 3 教育機関（高等学校及び特別支援学校を除く。以下同じ。）の研修指導主事の職務 4 指導主事，経営指導主事，社会教育主事又は社会教育主事補の職務	53	84.1%	教諭	52
				養護教諭	1
				計	53
特2級	指導教諭又は指導養護教諭の職務	0	0.0%		
				計	0
3級	1 副校長又は教頭の職務 2 教育機関の部長又は主任研修指導主事の職務 3 警察学校の副校長の職務 4 主任指導主事，主任経営指導主事又は主任社会教育主事の職務	2	3.2%	副校長	2
				計	2
4級	1 校長の職務 2 教育機関の長又は困難な業務を行う部長の職務 3 首席指導主事，首席経営指導主事又は首席社会教育主事の職務	1	1.6%	校長	1
				計	1
	合計	63	100.0%	合計	63

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

5 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年 岩手県条例第49号） 教育職給料表適用職

(1) 職制上の段階ごとの職員数

職制上の段階	(人)	(%)
講師級	0	0.0%
教諭級	6	100.0%
指導教諭級	0	0.0%
副校長級	0	0.0%
校長級	0	0.0%
合計	6	100.0%

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

(2) 級ごとの職員数及び職の内訳

級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	講師，助教諭又は養護助教諭 の職務	0	0.0%		
				計	0
2 級	教諭，養護教諭又は栄養教諭 の職務	6	100.0%	教諭	5
				主任教諭	1
				計	6
特 2 級	主幹教諭，指導教諭又は指導 養護教諭の職務	0	0.0%		
				計	0
3 級	副校長又は教頭の職務	0	0.0%		
				計	0
4 級	校長の職務	0	0.0%		
				計	0
	合計	6	100.0%	合計	6

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

6 技労職員等給料表

級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 造園技士，運転技士，環境衛生技士，土木技士その他技能職（以下「技士等」という。）の職務 2 用務員，環境衛生員，調理員その他労務職（以下「用務員等」という。）の職務 3 補助職員の職務	0	0.0%		
				計	0
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする技士等の職務 2 相当高度の経験を必要とする作業を行う用務員等の職務	0	0.0%		
				計	0
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする技士等の職務 2 高度の経験を必要とする作業を行う用務員等の職務	2	0.8%	用務員	1
				調理員	1
				計	2
4級	1 造園技士長，運転技士長，環境衛生技士長，土木技士長その他技能職の長（以下「技士等の長」という。）の職務，主任造園技士，主任運転技士，主任環境衛生技士，主任土木技士その他技能職の主任（以下「技士等の主任」という。）の職務又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする技士等の職務 2 主任用務員，主任環境衛生員，主任調理員その他労務職の主任（以下「用務員等の主任」という。）の職務又は特に高度の経験を必要とする作業を行う用務員等の職務	136	56.4%	造園技士	4
				運転技士	14
				環境衛生技士	8
				土木技士	3
				狂犬病予防技術員	2
				用務員	50
				環境衛生員	5
				調理員	50
				計	136
5級	1 高度の技能若しくは経験を必要とする技士等の長の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする技士等の主任の職務 2 用務員長，環境衛生員長，調理員長その他労務職の長の職務又は高度の経験を必要とする作業を行う用務員等の主任の職務	103	42.7%	造園技士長	1
				造園技士	1
				運転技士長	13
				主任運転技士	6
				運転技士	2
				環境衛生技士長	3
				環境整備技士長	1
				土木技士長	1
				主任土木技士	1
				土木技士	1
				主任用務員	25
				用務員	7
				環境衛生員長	2
				主任環境衛生員	3
				主任調理員	25
				調理員	11
				計	103
	合計	241	100.0%	合計	241

(注) 端数処理の関係上，構成比の合計が100%とならない場合がある。